## IA5憲章

- ・この機関はロシア・ウクライナ戦争を非暴力により終戦へと進めることを助けるために存 在する
- ・この憲章はIA5に所属する全ての者に適用する
- ・ありとあらゆる差別・誹謗中傷を禁ずる
- ・この機関は以下の四つの部より構成されるものとする

四条の一 司令部:全ての議案を検討し、この機関の最終意思決定を担うものとする

四条の二 広報部:平時の重要度の低い議案は全てここで決議し、この機関の活動の広報を行うとする

四条の三 対外情報部:ロシアに対する対抗プロパガンダやDDOS攻撃のようなサイバー攻撃を指揮・攻撃するものとする

四条の四 プーチン雑コラ部:プーチンの雑コラを作り草を生やすこととする

- ・攻撃対象はロシア国内のものとし人道的な目的を持つ機関を外すものとする
- この機関の内部情報は自身に危険が及ばない限り秘匿しなければならない。
- 会議の際全ての者が参加する直接民主制を採用するものとする
- ・会議は定期的に行うものとする
- ・議決は多数決とする
- 投票は一回までとする
- ・使用している兵器等に不調が出た際はその兵器の開発者に連絡
- みんななかよく
- ・IA5の活動よりも自身の活動を優先しなければならない
- ・嘘は嘘、ネタはネタと見抜けない者はIA5を使うことは難しい(ひろゆき感)
- ・自分の意見を積極的にだそう
- この機関を非民主的や私利私欲のための使用を禁ずる
- ・この機関は反侵略戦争・防衛的民主主義を掲げるとする
- ・この憲章及び機関はロシア・ウクライナ戦争の終結まで有効とする

附則 令和四年五月一日作成 令和四年五月十四日施行